

令和6年度 とくしまデジ割サービス実施要領

第一章 総則

(趣旨)

第1条 長引く物価高騰や労働力人口の減少など小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、今後の経済・産業の発展に向け県内小規模事業者等のデジタル導入を促進するため、地域に根差した金融機関との連携を図り、経営課題や需要に合ったSaaSサービス導入に係る支援「とくしまデジ割サービス」(以下、「本件導入支援事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「県内金融機関」とは、銀行法第4条第1項に基づく銀行業の免許を受けている者又は信用金庫法第4条に基づく金庫の事業の免許を受けている者であって、徳島県内に本店を設置し、かつ県内各市町村に事業所等を設置している者をいう。

2 「参画金融機関」とは、県内金融機関のうち、本件導入支援事業に賛同し参画する者をいう。

3 「SaaSサービス」とは、クラウドサーバー上で提供しているソフトウェアを、インターネットを通じてユーザーに提供するサービスのことをいう。

4 「登録SaaSサービス」とは、県に登録されたSaaSサービスのことをいう。

5 「登録SaaSサービス事業者」とは、登録SaaSサービスを提供する事業者のことをいう。

6 「小規模事業者等」とは、徳島県小規模事業者等デジタル化促進費補助金交付要綱第2条に定める者をいう。

(支援の概要と支援対象期間)

第3条 県は、参画金融機関と連携し、小規模事業者等が取り組むデジタル化への対応強化のため、予算の範囲内において、SaaSサービス導入に要する費用の最大1/2(上限額200千円)を助成する。

2 前項の助成にあたっては、別で定める「とくしまデジ割サービス審査会(仮称)」に諮り、初期経費(導入関連費(ハード・ソフトウェア購入費及び導入時の設定費用)及びクラウド利用料(最大1年分で、かつ導入時期に支払うものに限る。))を助成することについての適否について、審査を経るものとする。

3 本件導入支援事業の対象となるSaaSサービスの導入時期は、令和6年8月1日～令和7年1月31日とする。

第二章 事業の流れ

(参画金融機関)

第4条 県は、県内金融機関のうち、本件導入支援事業に賛同し、参画しようとする者との間で、「とくしまデジ割サービス」に係る業務委託契約を締結する。

(SaaSサービスの登録)

第5条 SaaSサービスを提供する事業者は、自らが取り扱うSaaSサービスを、本件導入支援の対象サービスとして登録するためには、参画金融機関方の推薦を受け、登録申請書（様式1）に必要事項を記載の上、県に登録申請を行うものとする。

2 前項に定める書類の提出があった場合、県は当該SaaSサービスが、下記の要件に合致するかどうかについて、審査する。

① 参画金融機関から推薦のあるSaaSサービスであり、かつ、導入効果を継続的にもたらすものであること。

② 申請のあったSaaSサービスの導入について、初期経費を要するものであること。

3 前項の審査結果については、第1項の登録申請を行った事業者及び推薦を行った参画金融機関（以下、「推薦金融機関」という。）に対し、通知する。ただし、審査を可とし、登録する場合には、県ホームページへの掲載をもって、本文の通知に替えることができるものとする。

(SaaSサービスの登録・変更)

第6条 SaaSサービス事業者は自らが取り扱う登録SaaSサービスの変更を行う際は、参画金融機関方の推薦を受け、登録変更申請書（様式2）に必要事項を記載の上、県に登録変更申請を行うものとする。

2 前項に定める書類の提出があった場合、県は変更後の内容が、前条第2号各号に定める要件に合致するかどうかについて、審査する。

3 前項の審査結果については、第1項の登録変更申請を行った事業者及び推薦を行った推薦金融機関に対し、通知する。ただし、変更申請の内容の通り、登録する場合には、県ホームページへの掲載をもって、本文の通知に替えることができるものとする。

(サービス利用申請書兼同意書の提出等)

第7条 登録されたSaaSサービスの導入について、本件導入支援を受けようとする小規模事業者等は、「サービス利用申請書兼同意書」（様式3）を参画金融機関に対し、提出するものとする。

2 参画金融機関は、前項のサービス利用申請書兼同意書の提出があった場合、県に対して、情報共有を行うものとする。

3 前項により提供する申請情報は、会社名、本社所在または提案先所在地、担当者、担当者役職、連絡先メールアドレス、電話番号、会社属性情報（従業員数規模、業種など）及び希望するSaaSの名称とする。

(SaaSサービス導入に審査)

第8条 登録SaaSサービスを導入し、小規模事業者等デジタル化促進費補助金に申請を受けようとする小規模事業者等は、県に対し、「審査依頼書」（様式4）により、参画金融機関を介して、補助対象審査請求を行うものとする。

- 2 前項の審査依頼書の提出を受けた参画金融機関は、小規模事業者等デジタル化促進費補助金を活用し、当該SaaSサービスの導入することについて、自らの意見を付して、県に対し関係書類の送付を行うものとする。
- 3 県は、第1項の審査請求を受領した場合、別で定める「とくしまデジ割サービス審査会（仮称）」に付したうえ、補助対象とすることの適否を判断し、参画金融機関を介して、請求を行った事業者へ結果を通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 「とくしまデジ割サービス審査会（仮称）」の審査において、適当とする旨の通知を受けた小規模事業者等は、県に対し、小規模事業者等デジタル化促進費補助金の請求を行うものとする。

（SaaSサービス導入の中止）

第10条 「とくしまデジ割サービス審査会（仮称）」の審査において、適当とする旨の通知を受けた小規模事業者等は、SaaSサービス導入の取り止める場合、速やかに「SaaSサービス利用中止届」（様式5）を推薦金融機関を介して、県に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、県は、SaaSサービス事業者に返金額を確認し、SaaSサービス事業者から返金される金額の割引率に応じた金額に係る返金通知書を作成し、県内小規模事業者等に通知する。

第四章 関係者の役割

（県の役割）

- 第11条 県は、第5条第1項に定める登録申請書の提出があり、同条第2項各号に定める要件に合致する場合、速やかに、県ホームページに掲載し、周知するものとする。また、第6条第1項に定める登録変更申請書の提出があり、登録内容を変更する場合、速やかに、県ホームページに掲載し、周知するものとする。
- 3 県は、小規模事業者等から第8条第2項で定める関係書類の提出があった場合、適宜、「とくしまデジ割サービス審査会（仮称）」を開催し、初期経費を助成することについての適否を判断するものとする。

（参画金融機関の役割）

- 第12条 参画金融機関は、小規模事業者等におけるSaaSサービスの導入サポートを行い、本件導入支援事業に登録されている商品（他者推薦SaaSサービスも含む。）の中から、事業者にとって経営上、最も適したSaaSサービスについて情報提供を実施するものとする。
- 2 参画金融機関は、本件導入支援事業の円滑な執行を図るため、県内小規模事業者等、SaaSサービス事業者及び県と連携を図るものとする。
 - 3 参画金融機関は、本件導入支援事業によるSaaSサービス導入後の事業者のフォローを継続的に実施することとし、SaaSサービス導入後の継続的な利用状況やその効果を把握するものとする。

- 4 参画金融機関は、本件導入支援事業の実施にあたり取得したデータ及び資料については、SaaSサービスの導入日の属する年度の終了後、5年間保存すること。SaaSサービス導入後のフォロー・効果の確認等により収集したデータ及び資料についても同じとする。
- 5 前項に規定するデータ及び資料については、県からその提供を求められた際、参画金融機関は、個人情報情報を伏せて提供するものとする。
- 6 参画金融機関は、本件導入支援事業を利用したSaaSサービス導入に関する書類を、導入の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 7 参画金融機関は、推薦する登録SaaSサービスの導入に関し、小規模事業者から県への返金が生じる場合、県と連携して、速やかな返金処理に協力するよう努めるものとする。

(小規模事業者等の役割)

第13条 本件導入支援事業を利用する小規模事業者等は、参画金融機関や登録SaaSサービス事業者のサポートを受けつつ、自身のSaaSサービス導入に主体的に取り組むものとする。

- 2 本件導入支援事業を利用する小規模事業者等は、申し込み内容に変更があった場合や導入したSaaSサービスを解約しようとする場合は、事前に、推薦金融機関へ相談するものとする。
- 3 本件導入支援事業を利用する小規模事業者等は、県への返金が生じる場合、県からの請求に対し、速やかに対応しなければならない。
- 4 本件導入支援事業を利用した小規模事業者等は、SaaSサービス導入に関わった参画金融機関により、SaaSサービス導入の効果等についてのアンケートの回答を求められた際、そのアンケートの協力すること。
- 5 本件導入支援事業を利用した小規模事業者等は、登録SaaSサービスの導入に係るすべての情報について、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ、公表される場合があることについて同意するものとする。
- 6 本件導入支援事業を利用した小規模事業者等は、本サービスを利用したSaaSサービス導入に関する書類を、SaaSサービス導入の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第三章 事業の詳細

(支援対象者の要件)

第14条 本件導入支援事業を利用することのできる小規模事業者等は、小規模事業者等デジタル化促進費補助金交付要綱第2条に定める要件のほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たした者とする。

- ① 徳島県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主(中小企業基本法第2条1項に定める範囲の企業、個人事業主、NPO法人、任意団体等)であり、県内の事業所に本サービスを利用してSaaSサービス導入を図る者
- ② SaaSサービス導入に関わった参画金融機関によりSaaSサービス導入の効果等についてのアンケートの回答を求められた際に協力することに同意する者

- ③ サービス実施事業に係るすべての情報について、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意した者
- ④ 参画金融機関いずれかの預金口座を保有する者
- 2 前項に該当している者であっても、次のいずれかに該当する者は本件導入支援事業を利用することができない。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 県税等を滞納している者
- ③ 徳島県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- ④ 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- ⑤ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- ⑥ 政治団体（政治資金規正法第3条に定義される者）、宗教上の組織又は団体の者
- ⑦ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等である者
- ⑧ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等である者
- ⑨ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等である者
- ⑩ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

（SaaSサービス申込期限）

第15条 本件導入支援事業を利用し助成を受けようとする県内小規模事業者等は、登録SaaSサービスの導入を希望する場合、参画金融機関に令和6年12月27日（金）までに第8条第1項で定める申請を行わなければならない。

（助成対象からの除外）

第16条 県は、県内小規模事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは小規模事業者等デジタル化促進費補助金の対象から除外することができる。

- ① 以下に規定する事情が発生した場合
 - ア 推薦金融機関が参画金融機関でなくなった場合
 - イ 利用するSaaSサービスが、登録SaaSサービスでなくなった場合
 - ウ 本実施要領の規程に定める事項について、規程に違反し、又は、事務局からの指示に従わない場合
- ② 虚偽申請等不正事由がある場合

- ③ 補助クーポン対象となるSaaSサービスを、サービス実施期間中に利用しなくなった場合
- 2 県は、小規模事業者等が、前条の規定に基づく取り消しを受けた場合、県が指定する期限までに、指定する方法で補助額相当額の返金を命じることができる。

(加算金)

第17条 小規模事業者等は、前条第2項の規定による返還の命令を受けた場合は、補助クーポン利用の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局が指定する方法で納付しなければならない。

(延滞金)

第18条 県内小規模事業者等は、第20条第1項の規定による返金の命令を受け、事務局が指定する期限までに返還金（加算金がある場合には加算金を含む。）を納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

(立入調査)

- 第19条 事務局は、本サービス事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、県内小規模事業者等、SaaSサービス事業者及び参画金融機関に対し、本サービス事業に関する報告を求め、又は事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。なお、本規定による検査は事前の通知若しくは連絡なく行うことができる。
- 2 前項の立入調査においては、県内小規模事業者等、SaaSサービス事業者及び参画金融機関が有する本サービスにかかる一切の資料を対象とし、関連会社のみならず営業代理店等が介在した場合には当該別法人に関する資料及び関係性にまで、立入調査の対象が及ぶものとする。
- 3 第1項の立入調査を県内小規模事業者等、SaaSサービス事業者及び参画金融機関が正当な理由なく拒否することができない。

(是正のための措置等)

第20条 事務局は、本サービスが適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを県内小規模事業者等、SaaSサービス事業者及び参画金融機関に命ずることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 県内小規模事業者等、SaaSサービス事業者及び参画金融機関は、本サービス事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要

な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（担当課）

第22条 本件導入支援に関し、県が実施すべき事務は徳島県経済産業部産業創生・大学連携課にて実施する。

（その他）

第23条 県は、この実施要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について定めることができる。

附則

この規程は、令和6年8月●日から施行する。

登録申請書

次の事項を誓約し、とくしまデジ割サービス対象SaaSサービスに登録申請を行います。

1. 「令和6年度とくしまデジ割サービス実施要領」の内容に同意の上、本サービス事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
2. 法令を遵守するとともに事業の趣旨に則り、本事業を利用して不当に利益を得るような行為は決して行いません。
3. 監査対応のため、本サービスに関する書類は5年間保管します。
4. 本サービス適用の登録商品については、令和7年1月31日(水)までに、小規模事業者等への請求書の提出及びSaaSサービスの導入を終え、本サービスの手続きを完了することを確約いたします。
5. 次の各号のいずれにも該当しないこと(反社会的勢力ではないこと)を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団関係者 ④総会屋 ⑤その他前各号に準ずるもの
6. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
① 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
② 暴力的な要求行為
③ 法的責任を超えた不当な要求行為
④ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑤ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴事務局の信用を毀損し、または貴事務局の業務を妨害する行為
⑥ その他前各号に準ずる行為
7. 本誓約が虚偽である、又はこの誓約に反した場合については、ただちに参画事業者としての資格を取り消され、本事業にかかる事業費を全額返還する等、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和6年 月 日

SaaS サービス提供 事業者名	
登録申請 SaaSサービス	
代表者職・氏名	

登録変更申請書

令和 年 月 日付けで行った登録申請について、次の事項を誓約し、下のとおり、変更の申請を行います。

1. 「令和6年度とくしまデジ割サービス実施要領」の内容に同意の上、本サービス事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
2. 法令を遵守するとともに事業の趣旨に則り、本事業を利用して不当に利益を得るような行為は決して行いません。
3. 監査対応のため、本サービスに関する書類は5年間保管します。
4. 本サービス適用の登録商品については、令和7年1月31日(水)までに、小規模事業者等への請求書の提出及びSaaSサービスの導入を終え、本サービスの手続きを完了することを確約いたします。
5. 次の各号のいずれにも該当しないこと(反社会的勢力ではないこと)を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団関係者 ④総会屋 ⑤その他前各号に準ずるもの
6. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
① 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
② 暴力的な要求行為
③ 法的責任を超えた不当な要求行為
④ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑤ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴事務局の信用を毀損し、または貴事務局の業務を妨害する行為
⑥ その他前各号に準ずる行為
7. 本誓約が虚偽である、又はこの誓約に反した場合については、ただちに参画事業者としての資格を取り消され、本事業にかかる事業費を全額返還する等、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和6年 月 日

変更項目	変 更 前	変 更 後

とくしまデジ割サービス利用申請兼同意書

とくしまデジ割サービスの利用を申請するにあたり「とくしまデジ割サービス実施要領」の遵守及び下記事項について同意・確約いたします。

1. 情報の開示

当社（以下、「当社」という。）のビジネス情報ニーズならびに、本サービスの申請に必要な情報を以下の目的で提供することを同意します。

- ・とくしまデジ割サービス運営(提供先：事務局(以下「事務局」という。))
- ・SaaS サービスの提案(提供先：SaaS サービス提供事業者)
- ・徳島県事業者支援施策(提供先：徳島県)

2. 有効期間

本件情報の有効期間は、本書記載の日付からとくしまデジ割サービス終了日とします。

3. 情報の管理

当社が、参画金融機関から入手した紹介先(他社)等の情報は、本サービス以外の目的で使用及び第三者(当社の役員、従業員以外の方など)には、開示いたしません。

4. 商談の実施

当社のビジネス情報ニーズに合致する企業が合った場合の当該企業との契約手続きは、当社の判断・責任で行い、成約した取引について参画金融機関及び事務局は、一切の責任を負いません。

5. 参画金融機関・事務局の免責事項

- ① 参画金融機関・事務局は、「紹介先」の経営内容、業務内容、信用状況、「紹介先」から提出されたデータの内容等に関して保証する義務を負いません。
- ② 当社と「紹介先」等との間で紛議が発生した場合は、参画金融機関・事務局に故意または重過失がある場合を除き、当社が自らの責任をもって処理するものとします。また、「本サービス」に関して当社に損害が生じた場合は参画金融機関・事務局に故意または、重過失がある場合を除き参画金融機関・事務局は、損害賠償の責任を負いません。
- ③ 「本サービス」に関して、参画金融機関・事務局と「紹介先」等との間で紛議が発生した場合は、参画金融機関・事務局に故意または重過失がある場合を除き、当社が自らの責任をもって処理するものとします。また、「本サービス」に関して、当社に損害が生じた場合は、参画金融機関・事務局に故意または、重過失がある場合を除き当社が損害を賠償するものとします。

6. アンケート調査の協力

- ①SaaSサービス導入後に金融機関より実施されるアンケート調査について、協力することを確約します。

- ②キャンペーン事業に係るすべての情報について、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意します。

7. 他補助金等の利用有無

当社は、本サービスを利用するに当たり他の補助金等と重複していないことについて確約します。

8. 本サービス支援対象の確認

当社は、本サービス実施要領第9条に基づく徳島県内に本店を有する事業者・団体(中小企業基本法第2条1項に定める範囲の企業、個人事業主)に該当し、下記のいずれにも該当しないことを確約します。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 県税等を滞納している者
- ③ 徳島県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- ④ 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- ⑤ 申請者及び申請者の役員が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥ 政治団体(政治資金規正法第3条に定義されるもの)、宗教上の組織又は団体の者
- ⑦ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。)が所有している中小企業等である者
- ⑧ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業である者
- ⑨ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業である者
- ⑩ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

※【参考】地方自治法施行令

第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正

- な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

9 補助金の返還

補助金の交付を受けた後、当該補助金の返還の必要が生じた場合、速やかに事務局に返還することを確約します。

令和6年 月 日

会社名、事業者名	
本社所在地または 営業所所在地	
担当者名及び役職	
連絡先電話番号 メールアドレス	
会社属性 (従業員数、業種など)	
導入を希望する 登録 SaaS サービス	

(様式4)

徳島県知事 宛

審査依頼書

所在地

事業者名

代表者名

私は、以下の商品について利用・使用契約を締結し、徳島県小規模事業者等デジタル化促進費補助金の交付を希望しているもので、交付に係る適否の審査を依頼します。

令和6年〇〇月〇〇日

対象商品名 : _____

対象商品通常価格 : _____

導入経費額 : _____

【添付書類】

見積書又は契約書の写し

----- (以下は、金融機関にて記載) -----

<導入に係る意見>

○金融機関名：〇〇銀行

○意見記載年月日：令和6年 月 日

(意見)

別添のとおり。

(様式5)

徳島県知事 宛

SaaSサービス利用中止届

所在地

事業者名

代表者名

私は、徳島県小規模事業者等デジタル化促進費補助金の交付を受けたところですが、下の理由により、助成を受けたSaaSサービスの利用を中止しましたので、その旨を届け出ます。

令和6年〇〇月〇〇日

対象商品名 : _____

廃止時期 : _____

交付済金額 : _____

<廃止理由>